

## 令和6年12月2日以降 西多摩8市町村国民健康保険 「資格確認書」「高齢受給者証」の発行について

### 資格確認書について

○令和6年12月2日から令和7年9月30日まで

新規加入の方などに発行する資格確認書の有効期限は8市町村共通で現行の保険証の有効期限と同様の令和7年9月30日までです。

資格確認書の色はピンク色です。

○令和7年10月1日からの資格確認書の有効期限、色

4町村（瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）及び70歳以上の被保険者は令和8年7月31日で、その後は1年ごとに更新となります。

4市（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市）の70歳未満の被保険者は令和9年7月31日で、その後は2年ごとに更新となります。

資格確認書の色は市町村により、単色（ピンク色）、3色サイクル（ピンク色⇒うぐいす色⇒クリーム色）となります。※70歳以上は1年ごとの更新ですが、3色サイクルの場合、色は2年ごとに変わります。

	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	奥多摩町	檜原村
70歳以上有効期限	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
70歳未満有効期限	2年	2年	2年	2年	1年	1年	1年	1年
資格確認書の色	3色 サイクル	3色 サイクル	3色 サイクル	ピンク色	ピンク色	ピンク色	ピンク色	ピンク色

### 高齢受給者証について

○令和7年9月30日まで

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には発行しません。

マイナンバーカード保険証利用登録をしている方への発行については市町村により異なる可能性があります。

○令和7年10月1日以降

発行されなくなり、資格確認書または資格情報のお知らせに負担割合が記載されます。